を更に涸渇せしめ、高地林を荒廃させ、その結果、日本経済上極めて重要なる流域保護上の價値を破壊するということを継続して行くものである。この所謂開墾計画は日本における2、3の大國立公園（富士箱根、日光、阿寒、吉野熊野等）の國有地について強力に実施されつつあり、風景美のみならず流域保護の價値及び土壌を急速に而も確実に破壊しつつある。中央政府の命令による縣に対する割当制によつて耕作面積を増大せしめるように強制することは、結局このような結果に終るのであるが、これは土地利用の立場よりみて極めて近視眼的である。是正策を直ちに実施しない限り、既に蒙つた損害を回復するのに何百年もの歳月を要するであろう。是正策は、多くの場合旧林野地を再び植林することによつて森林に復元するものである。

(5) 土地開拓計画により食糧増産を図らんとする政府の意図は大いに諒とすべきであるが林野の開拓計画なるものは深い考慮が拂われておらず結局はこの國の土壌、河川及び経済に深刻な大きな打撃を與えるばかりでなく目標倒れに終るであろう。

(a) 問題の土地は一般に、樹木の成長に好適な高度の鑛物質火山質の土壌を持つた高峻なる土地である。

(b) それらの土地は浅い鑛物質土壌であり、急斜地であるため耕作に適しない。急勾配のため段々畠としない限り満足に耕作することが出來ない。殆んど常に適当な段々畠をつくる時間的余裕なく、多くの場合等高線に沿わないで山の急斜面を登つたり降つたりして畝が植附られる。これらの急傾斜においては一度地被植物を除去すると浅い土壌は忽ち浚われてしまう。これは農地となり耕作された場合に特に拍車をかけられる。

(c) この様な斜面では充分な土壌は高々3・4年の無理な耕作期間以上は保持されない。その後は継続的な侵蝕を阻止するために樹木、其の他の地被物を成長させるに足るだけの岩石質の固い岩山の表面を覆う土壌がなくなるであろう。そうなれば土地の流域保護上の價値は失われ、深刻な洪水が生ずる結果になる。

(d) 濫伐及び農業その他の目的をもつてする森林の流域保護上の素質の破壊と直接関係のある深刻な洪水が昭和23年の日本には相当数にのぼつている。

(6) 國立公園地域及び國有林野の高山林地における所謂開拓計画なるものは一時的には多少の増産になるかも知れぬが土壌及び水源の喪失等により又洪水の結果終には全食糧生産に逆効果を與えることになることはまづ確実である。

(a) これはこの國の経済に欠くべからざるもので且既に不足をきたしている木材供給を更に減少させるという意味でも不幸なことである。

(b) 日本のような小さな島において殆んど8,000万に達し、しかも年々増大しつつある人口を養うに足るだけの食糧を生産することが不可能であると考えられるので以上述べたことは特に注意すべきことである。

b. 湖沼及び河川からの自然流水を人類の消費及び灌漑のためのより有効な利用、魚類、野生動物の保護、並びに日本國民のレクリエイション、保健及び享用について水の持つている大なる公共的價値を無視して水力電氣開発に濫用しているという事実は從來等閑に附されて來た。(これは日本政府の各省の管理する各種國有地内の水源に

ついて言われることでありその一部は國立公園内にある）

(1) 水力発電その他の目的に公園地域内の自然水を利用することの或るものは國立公園法に基く規定によつて許可される。

(a) この利用はその及ぼす影響を無視して戰時生產增强のための水力開発のために大いに拡張された。

(b) ある地域においては、これらの開発は公共の利益に則しているとは思えず私益のためにする公共資源の利用である。

(2) 戰力增强のための附加的協定は勿論、國立公園における公有水面に関係あるすべての現存する水利用に関する協定は、それが公共の利益に適合していない場合は再檢討し取極を更新することが必要である。

c. 殆んど総ての魚類及び野生動物を衣食の資に完全に供すること及び漁業は多くの種を事実上根絶せしめる結果に終つた。

(1) 日本における國有林及び國立公園における鳥獸は食物及び生存のために戰時及び戰後において加えられた恐しい経済的圧迫のため殆んど全滅している。從つて普通の鳴禽を見ることさえ多くの日本人には珍しいことなのである。

(2) 日本の國立公園において多くの西洋人が最も失望することは、恐らく野生動物が皆無に近いことであろう。この目的のために何等保護の規定を設けていないので野生動物の保護が國立公園法の最大の欠陥であることは疑ない。

(a) 米國人にとつては眞の意味で野生動物のいない國立公園などは考えられぬものである。

(b) 日本においてはかかる保護及び補給によつて國立公園の完璧

を期し更に隣接する國有林及びその他の地域に鳥獸類を補給するのに大いに役立つであろう。

(c) 総司令部天然資源局野生動物係は日本における野生動物の保護について大なる貢獻をした。

(d) 野生動物の保護はきわめて困難な問題である。野生動物に対する保護地域として國立公園に特別地域の設定やこれらの地域を禁獵にすることなどは隣接した林野及びその他の地域に対する野生動物補給に極めて大なる効果を與えるものである。

d, 日本の國立公園は放牧による損害は極めて僅少であつた。これは放牧が殆んど行われなかつたからである。多くの所謂「放牧地域」においては秣は小さな柵の中の家畜に対する乾草及び飼料として手でもつてこれを刈りとつている。

e. 鑛業は若干の著しい例外を除けば全般的にみて國立公園に対して殆んど損害を與えていない。然し日光國立公園では相当に大きな部分が大規模な鎔鑛爐から出る煙害のためにその森林に甚大な損害を與えつつあると思われる。これは事実を確め更に対策がとられ得るかどうかを決定するために調査すべきである。

H 運営及び開発

F 項の第1項において維持及び保護に就て述べたことと同じことを運営及び開発についても云われるのである。政府は國立公園法の規定に從つて國立公園の運営及び開発のために経費を支出することをしなかつた。昭和23年度には日本の國立公園の最も重要なこの部分に対する予算の計上は皆無であつた。

1. この國の戰災復興のために日本政府が重い財政的負担を負わなくてはならぬことは、よく諒解出來るのであるが、國立公園は重要な資源

に属し、その復興及び適当な開発はこの國の将来の福祉に絶対不可欠のものである。若しこの國が將來國立公園から文化的及び経済的利益を得ようと欲するならば國立公園の復興、適切な運営、開発の仕事を直ちに開始しなくてはならない。日本國民の勤勉であることは別として日本における最大の資源はその風景美と偉大な歴史的遺産、多岐にわたる科学的特徴と天然現象であると言えよう。これらのうちには世界的價値を有するものが少くないのであるが、その最もすぐれた見本は殆んどすべて國立公園内にあるのである。若し日本政府にして直ちにその可能性に目覚めざる限り、その利用の時期を失してしまうであろう。

2. 公園及び休養的利用のための運営及び開発は縣が自縣に属する一部の地域に対して、特別に行う場合を除いては殆んど行われていないのが実情である。

3. 既に指摘したように日本の國立公園はこの國においては公園及び休養施設が非常に乏しく且國立公園地域に近接して重要な人口の中心をもつているので國立公園は國家的必要のみならず地方的必要にも應ずるものである。これによつて縣が國立公園の開発に財政的援助をする責任のあることは極めて明らかである。かかる財政的援助はその予算を全体の計画を遂行するために支出し、國家的價値が地方の利害又は團体の利益のために利用されることを防ぐために公園管理に任ずる政府機関の監督のもとに行わなくてはならない。

a. 國立公園地域の開発のために政府と縣が如何なる割合で経費を分担すべきかを決定するだけの研究を行い得るだけの時間的余裕がなかつたのであるが、余の所見によれば均等分担が正当と考えられる。現在の1弗対270円という爲替レートを基礎とすれば次のような

概算予算が今後１０年間の建設（施設の）ための最低の年要求であろうと算出される。

a.	車道及歩道	500,000,000円
b.	利用施設（公園施設全般）	330,000,000円
d.	國立公園到達道路	270,000,000円

c. 國立道路公園に対する予算は含まれてない。

I 土地所有

日本の國立公園における土地所有の狀態は特別の型に做つたものでなくその運営、保護及び利用のために満足すべきものではない。國立公園は帝國主義的形態の政府の下に設立されたものであつて当時は土地の保護及び利用がその所有權を無視して行われたのである。現在はそうではない。國立公園の事業を成功せしめるためには土地の所管を簡易化しなくてはならない。

1. 國有林及びその他の國有地。

國有財産法案によれば國有林野その他の國有地、旧御料林、その他の御料地、旧社寺有地、その他を含むすべての國有地の所有權は政府の所属するものとし、当該官庁がその主管官庁としての大藏省の指示を受けて管理することになつている。この法律は、國立公園地域内のあらゆる國有地は厚生省（現在國立公園部）の主管たるべしとの規定を明示すべきである。

a. これらの土地における或る種の資源の利用が國家経済の立場より必要である場合は厚生省の承認を得てこれを行うがよかろう。厚生省は公園に関する諸原則に従い、如何にしたら最もよいかを決定し公園及び休養のために充分の土地を利用するようにするのである。

b. 國立公園内におけるすべての國有地は國立公園の目的に從つて管理さるべきであるが、現在はその通りになつていないのである。

c. 優れた保護原則を採用するならば同じ土地の諸資源は殆んど同量に利用出來るし、これらの土地も從來よりははるかに公園的な方法によつて保護することができるのであるが、これは國立公園行政によつて始めて可能になるのである。

d. これらの土地は日本における全國有林よりみれば國有林としての價値は極めて小さなものである。が一方それは極めて大なる國立公園としての價値を有するものである。これらの林地が從來より優れた保存法によつて維持されない限り國立公園は日本國民の靈感、休養及び福祉の爲の文化的休養的意味を持つ地域としての、又外客誘致の手段としてのその眞の役割を演ずるに至らぬ事は必至である。

(1) 総司令部天然資源局の云うところによれば國立公園内の國有林地（陸地及び水面）は日本の國有林野の全面積の約 5%であるこの地域の半分以上は水面及び経済的林業限界以上の高山地帶であるか、或は休養及び水源涵養が土地利用上一義的である非生産的な凸凹の烈しい火山地帶であつて、利用可能林野は全面積の僅か2 %だけを含むにすぎない。

(2) 從つてそれを國有林地より取除いても從來より優れた保存法によつてこれらの大部分の土地において賢明なる土地利用を継続し得ることを考えるならば、この國の経済に大した影響を與えるものではない。それより優れた國立公園の保存のためには「高價な代償」ではない。天然資源局林業係の云うところによれば、現在造林を要する國有林が全國で約700万エーカーに達するのであるから上に述べたところは特に注意すべきことである。これは全國

立公園地域の殆んど3倍に達している。

(3) 現在多くの國立公園においてその保存について最も深く要望されているものの一は濫伐によつて荒された國有林及びその他の土地の造林であるがこれは公園に関する諸原則に従つて実施さるべきであつて、林野局の実施したように風景的價値を無視してはならない。

e. 参考までに米國の土地所管についていうならば國立公園局の管理する國立公園関係の土地2,200万エーカーの90%までが公有地又は國有林野より移されたものである。

2. 旧御料林及びその他の旧御料地。

a. 國立公園内のこれらの土地の大部分は公園及び休養的價値の大きなものであつて、そのうちのあるものは高度の保護を加えるべき処女林を有している。この國の人口の極めて大なること及びあらゆる資源の徹底的な利用等を考えると未だ処女林が残つているとは驚くべきことである。かかる森林はその数が極めて少く、従つて科学、風景及び休養の見地からして大なる價値を有するものである。

b. それらは、その大なる科学的及び風景的貴重さの故に全國民の利用と慰楽のために保存せられるべきものである。

c. これらの処女林は公園に関する諸原則に従つてその高度の利用及び適切な保護を確保するために厚生省の所管たるべきものである。

3. 縣及びその下部行政機構の所有する土地。

a. これらの土地は一般的にみて國立公園のなかで最も使い荒された土地である。それらの土地にも珍しい科学的特徴、展望地点或は主要な景勝地域設定の計画対象地等を含み公園としての價値が極めて大きな場合が多くある。

b. かかる土地の過度の使用は戰時の逼迫せる経済事情に由來するものと思われるが、國立公園としての價値には少からぬ損害を與えた。

c. 同時に縣、市町村の住民は彼等の土地を包含する國立公園に深甚なる関心を有し附近にかかる土地の存するということは、彼等の属する社会の経済に寄與する最も重要なる要素の一であることを認めている。彼等の多くは、これらの公園内の土地に與えられた損害を如何にしたならば取り戻すことが出來るかを眞劍に考えているようである。

d. 多くの場合、完全な造林が必要であつて当分は木材生産に大なる效果をあげることはあるまい。ある場合には流域保護の價値が大いに減ぜられ、その地域は水源の喪失と間歇的な洪水の脅威にさらされている。

e. これらの地域の人たちのうちには共同の努力によつてかかる損害を取り戻すことを考慮しているものもある。

f. 唯一の満足すべき解決策はおそらくこれらの土地を公園の用に充てるために政府に寄附するか、公園以外の國有地と交換することだけであろう。これは米國において古くから実施せられてきたところである。若しこれが出來ないならば協定によりこれらの土地を厚生省の管掌下に置き、それによつて縣又はその他の公共團体が國立公園の監督の下に、木材の択伐又はその他の資源の賢明な利用のような、土地のある程度の利用を行うことができるようにすることである。

(1) 対照として米國の事情について述べて見ると、州及び地方公共團体は近くにある國立公園が大なる経済的價値を有することをか

なり以前から認めてきた。かれらは、自分の州又はその近傍に國立公園を設置するために何千万エーカーにのぼる土地と、私有地を買上げるための何百万弗とを提供したのである。この最も新しい事例はテキサス及びフロリダ州であるが、テキサスの場合はビツク・ベンド國立公園を設置するためにビツク・ベンドにおけるすべての州所有の土地を寄附し、私有地の買上げに170万弗以上を支出したのである。フロリダ州の場合はエヴア・グレイド國立公園を設置するために70万エーカーを超える州所有地を連邦政府に寄附すると共にその他の私有地を合衆國に寄附するために買上げるのに200万弗を計上したのである。

4. 國立公園地域における旧社寺所管地。

a. 國立公園内のこれらの土地の全面積はあまり大きくないのであるが社寺によつて管理されていたので保護が徹底していたため、公園としての價値は極めて大なるものである。

b. これらの土地は一般に重要な社寺境内又は重要なる史蹟地に近接又は隣接しているもので、多くの場合極めて大衆的に利用されているものである。

c. これらの土地の所管は將來高度の保存及び一般大衆の利用を確保するために國立公園の機構に属すべきものである。

5. 國立公園内の私有地

a. これらの土地のなかには國立公園の「普通地域」に属し、高度に開発されていることが多いため、これらの土地を公園の目的のために買上げることは経済的にみて容易に行われることではない。

(1) 然し、ある場合には私有地が公共施設、到達道路及び重要な風景上或は科学上の物象の保存のための土地として必要となるであ

ろう。

(2) これらの土地は優先的に買上げ厚生省がこれを管理すべきである。

b. 当局は上に述べた買上に要する予算の計上を行うべきである。

J 法 規

1. 昭和6年3月31日法律第36号國立公園法は日本における基本的な國立公園関係法規として優れたものではある。然しそれは帝國政府によつて運営せられ且その諸規定を運用し施行するに足るだけの權限を有していた強力なる省（内務省）によつて運用さるべく制定されたのである。現在その政治形態を新にした日本にあつて、その法律は強化する必要がある。戰爭によつて生じた経済的圧迫及び更に大きな復興のための経済的圧迫によつて、日本の國立公園は測るべからざる損害を蒙つたのである。それにしても國立公園法は遠大な目標を目指すもので、これらの期間中、國立公園資源に対する保護手段を講ずるに当つて重要な役割を演じた。損害の一部はなくてすむものであつたようであり、國立公園法の諸規定を勵行するための公園の現地管理機関がないために生じたと考えられる。更に17年以上にわたる適用の結果、ある種の修正と追加の必要があることは明らかである。

2. 國立公園法の可能な修正及び強化について、厚生省國立公園顧問田村博士、厚生省及び國立公園部の代表者、國立公園中央委員会及び総司令部民間情報教育局、公衆衛生福祉局及び民政局関係官等とこれを検討した。

次の如き線に沿つてこの法律を改正することに一般に意見の一致をみた。

a. 重要な景勝地、自然的又は歴史的物象及びそれらの諸施設の完全な保護を規定する「特別地域」に関する規定の明確化。これは「特別地域」に「保護地区」なる分類を一つ追加すれば出來ることである。國立公園法は「特別地域」にある風景上の價値の完全な保護を規定するものと解釈せられる。然しこれは実際には勵行されず現狀においてはこの法律の持つ大きな欠陥になつている。

b. 主要公園道路沿に構築せられた各種建造物の形態及び位置及びこれらの道路に接する風景價値の保存に対する管理を改善するために厚生省は「普通地域」の管理を強化すべきである。これを実施すれば多くの場合土地所有と政府の双方に利益となり、國立公園の標準を高めるのに大きな効果をあげることになろう。

c. 同法の違反行爲に対する罰金の限界を拡大し、罰則を強化するための修正。同法施行に伴う諸法規の整備。

d. 厚生省（國立公園部）が公園、道路公園及び休養に関する企画、計画に関して各縣及びその下部行政機構に対して各種の助言及び計画上の援助を與えることを許す同法の含みある規定を明確化し整備すること。この權限はこの國の國立休養地域に関する研究及び計画を可能ならしめ、それを指導するだけの幅と具体性を有するものでなくてはならない。

e. 國立公園に到達する爲の道路に対して、ある種の條件と制限の下で厚生省を通じて國家の財政的補助と指導を明確に規定するように同法中の國立公園到達道路に関する不明確な規定を補充する。

3. 既設の國立公園を完備し、日本に強力な國立公園体系を樹立するために、國立公園法を補足する次のような法令又は新しい法令を設ける必要がある。

a. 下記のことを実施するのに必要な國立公園内の私有地を優先的に買上げるに要する経費として10年又は20年の期間を通じて毎年一定額の予算を計上することを認める規定。

(1) 重要な自然的又は歴史的物象の保護。

(2) 重要な公共用利用施設の完備。

(3) 一般民衆が國立公園地域内に立入り又は國立公園に到達することを可能ならしめること。

b. 國有財産法に國立公園内の総ての國有地を厚生省國立公園部の所管たらしめる規定を設けること。

c. 國立道路公園の建設を認め、法令に示される、ある種の條件の下に厚生省を通じてその建設に國が財政的援助を與えることを規定すること。かかる道路公園の目的とするところは國立公園及びその他の重要な景勝地又は史蹟地に到る道路を開き、これらを重要な都市及び休養の中心地又は交通上重要な地点と接続させることにあると言えよう。

d. 國立公園の「特別地域」を鳥獣保護のための保留地とすることによつて野生動物の保護を規定すること。かかる規定を欠いていることは國立公園法の最大の欠陥と言つてよかろう。

IV 勧　　告

A. 本報告中の勧告には緊急及び長期の両計画を含み、なかには当分実現の可能性のないものもある。従つて比較的重要な勧告のみを手短かに概括した（詳細については本報告の関係各節を参照のこと）。本勧告は現在のみならず將來にわたる日本の國立公園体系の保護、機構及び開発についてその概要を明らかにするものであつて、完全に実現するのに10年乃

至 20 年を要するであろう。各項目はその重要度に従つて番号を附してあるが、緊急事項は大体同じ程度の重要性を有するものであるから、総て可及的速かに実現しなくてはならない。その他の事項はこれを完成するために相当の時間を見込まなくてはならず、従つて現状及び時間を勘案して考慮することが望ましい。その大部分について厚生省（國立公園部）は復興を図るべき占領期間中総令部当局の支持と指導を必要とするであろう。以上のような註釈付で余は次のような勧告を行う。

1. 個々の國立公園地域を管理する政府の正規の機能は、公園を管理し保護し、運営し、維持して行くために各種職員（公園管理員を含む）を指揮下に有し、且厚生省國立公園部に直属する監督官に委せられるべきこと。公共の利益のために、國立公園の管理、保護及び開発に統一性を附與するために中央政府の權限をこのように伸張させることが絶対に必要である。

2. 厚生省國立公園部は厚生省にそれを残置するものとし、その責任に相應しい行政的地位を與えるためにそれを局に昇格させること。

   a. 國立公園法はその責任に相應しい正常な発展を許容されなくてはならない。

3. 國立公園における施設の保護維持に要する経費として昭和 24 年には少くとも1 億円の予算を計上しなければならない。既存の施設が破壊しつくされてしまつて、改めて建て直すというような事を未然に防止するためには昭和 25 年には前記金額の約半分の予算を計上すること。

4. 國立公園地域内の伐採に関し厚生省と他の政府機関、團体又は個人との間の現在の協定を調査し、それが公共の利益に反するか、又は國立公園の價値を損壊すると考えられる場合はこれを廃止するか、又は

改めて交渉すること。

a. 厚生省との取極に基かない國立公園区域内の総ての伐採を検討してその性格を明らかにし、適当な取極をなすか、又は中止させること。

b. 伐採の計画は取極をなすに先だつて、その伐採が公共の福祉に適合するかどうか、且又國立公園法の趣旨に副つて行い得るかどうかを決定するために徹底的に検討しなくてはならない。

5. 國立公園区域内の森林地の所謂「開墾」はこの國を著しく損傷する行爲として廃止すること。

6. 現在水力電氣開発に國立公園区域の國有地における湖沼、河川の水が盛んに利用されているのであるが、現在の取極が公園地域の損壊を許すものであるかどうか、又この取極が公共の福祉に適合するものであるかどうかを決定するために現在の利用狀況を検討すべきこと。

7. 2名の國立公園関係官（田村博士及び飯島氏が適当と思料する）に米國國立公園を3ケ月間研究させること。この場合総司令部は北米合衆國國立公園局と予め諸般の打合を行うべきこと。

8. 日本における國立公園に関する基本法である昭和6年3月31日法律第36号國立公園法を次の諸規定を含むように改正、強化すべきこと。

a. 重要な景勝地、國家的又は歴史的物象及び國立公園の「特別地域」におけるその環境の完全な保護。これは「保護地区」の分類又は指定を追加することによつて目的が達せられるであろう。

b. 「普通地域」において國立公園道路に沿つて構築された工作物の形態並びに位置及びこれらの道路に直接接する風景價値に対するより適切な統制。

c, 本法の規定に違反する行爲に対する罰則の限度の强化改正及び本法のもとに施行されるべき命令、規則の補足。

d. 厚生省（國立公園部）が各都道府縣及びこの下部行政機構に対して公園、道路公園及び休養計画に関する事項について指導と計画上の援助を與える事を許す本法律の不明確な規定を明文化し、その範囲を拡充すること。その権限は日本に対する國家的休養地計画を実施することを認め且つ指導するに足るだけの幅をもつものでなくてはならない。

e. 國立公園に到達する道路に関する本法の不明確な規定を明文化しある種の條件と制限付で厚生省を通じてその道路の建設に対する國庫補助及び國の指導をするように補足すること。

9. 國立公園法を補足し又は新法令を制定し次の諸規定を含ましめること。

a. 國立公園内のある特定の私有地を次の諸目的のために 10 年又は20年の期間を限つて優先的に買上げるための（一定年額の）予算を成立させる規定。

(1) 重要な自然的又は歴史的物象の保護。

(2) 重要な公共的利用施設の開発。

(3) 一般民衆が國立公園地域内に立入り又は國立公園に到達することを可能ならしめること。

b. 目下立案中の國有財産法に國立公園内の総ての國有地を厚生省國立公園部の所管とする規定をいれること。

c. 國立道路公園の建設を認め法規に明記された一定條件のもとでその建設のため厚生省（國立公園部）を通じて行う國庫補助を法律に規定すること。

d. 鳥獣保護のための保留地を設けて國立公園の「特別地域」内において野生動物を保護する規定を設けること。

10. 総司令部は日本政府が既存の國立公園を管理し、保護し且運営するための日本政府の予算上の要求を支持し、且日本政府の予算計画を指導すべきこと。

11. 國立公園内の総ての公有の土地の管理権はその重要な價値を國立公園の目的のために保護し、公共の福祉に適合して管理して行くことを確実にするために厚生省（國立公園部）の所管とするべきこと。それは國有林、その他の國有地、旧御料林、その他の御料地及び旧社寺有地並びにその下部行政機構が所有し又は管理する土地を含む。

12. 総司令部は日本における大学専門学校の土地計画学の課程を拡充するための支持及び指導を行うべきこと。

13. 私有のホテル、特許会社及び同種の私有施設を除き、將來決定されるある種の國立公園到達道路及び連絡のための國立道路公園を含む國立公園内の施設の開発に要する経費は國と関係縣の両方で負担すべきこと。これは國の指導の下に遂行されなければならない。

a. 1弗270円の現在の円の價値で概算して、今後十年間の建設費として少くとも年間次に示す額の予算計上が必要である。

(1)	車道及び歩道	500、000、000円
(2)	利用施設（公園施設全般）	330、000、000円
(3)	國立公園到達道路	270、000、000円

(4) 國立道路公園に対しては示されていない。

（「H項、運営及び開発」参照）

14. 総司令部は國立公園地域に関する更に廣汎な計画を支持すべきこと。

a. これは國立公園全体としての基本計画（Master Plan）を通じて國立公園を日本國民が最大の福祉に合致するように管理、保護、開発、運営して行くためのものである。（「E項、計画」参照）

15. 既設の國立公園に対する追加の主なものは、その地域について利用上の重要性に対する田村博士の評價に基いて検討しなければならないものであるが、潮の岬の一部を吉野熊野國立公園に編入するような些細な追加は例外とする。又瀬戸内海國立公園に対する追加提案も本報告に論じたように追加が適当であると評價され得るものでこれも例外的に先づ第一に考慮されるべきものである。

16. 國立公園の新しい指定は控え目に行うものとし（1 年に1 又は2 の地域、多くて3）18 から 20 の國立公園を日本に設けることを目標とすること。その場合地域は個々の眞價に從つて判斷すること。

a. 北海道の洞爺湖國立公園候補地を次の國立公園に指定すること。

b. 本州の三國山脈地域は國立公園指定について有望であるとの評價を受けるべきである。

c. 他の新しい地域は田村博士の各地域の重要度評價に基いて検討すべきこと。

（「D項、國立公園指定及び追加候補地並びに其他の公園、道路公園、休養地」参照）

17. 日本の法律によつて指定せられた國立公園内の又は國立公園に近接する史蹟、名勝又は天然記念物はこれを関係國立公園の一部として管理すること。

訪日國立公園顧問

チヤールス・A・リツチイ